

議 第 3 7 号

家畜多頭化促進及び営農改善のための家畜の貸付け、譲渡等に関する条例を廃止する条例の制定について

本市家畜多頭化促進及び営農改善のための家畜の貸付け、譲渡等に関する条例を廃止する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市家畜多頭化促進及び営農改善のための家畜の貸付け、譲渡等に関する条例を廃止する条例

新潟県柏崎市家畜多頭化促進及び営農改善のための家畜の貸付け、譲渡等に関する条例（昭和41年条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。